

## 第25回福井家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成27年11月24日（火）午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員（敬称略）

松田亨（委員長）、小谷敬子、酒井美樹男、廣部和夫、淵本幸嗣、村上美恵子、  
吉川公章、麻生英右、岡本貴幸、入子光臣

#### (2) 事務担当者

市村首席家裁調査官、永井家裁首席書記官、秋元事務局長、勝田次席家裁調査官、  
竹内事務局次長、海住総務課長、小見山主任家裁調査官、諏訪総務課課  
長補佐、古澤総務課庶務係長

### 4 議事

#### (1) 少年非行の現状と家庭裁判所の役割～福井の少年事件と教育的措置～について の説明

#### (2) 意見交換

### 5 意見交換の要旨

別紙のとおり

### 6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

#### (1) 次回開催期日

平成28年6月29日（水）

#### (2) 意見交換のテーマ

成年後見制度・福井家庭裁判所の現状について

(別紙)

## 意見交換の要旨

(○：委員，◎：委員長，●：事務担当者)

○： 清掃活動や使用済み切手の整理活動は，どのような場合に実施しているのか。

●： 基本的には，審判不開始や不処分が見込まれる少年に対して行っている。

ただし，こうした活動は，調査の一環であって，活動中の少年の態度，感想文などを踏まえて最終的な処分を検討している。

○： 少年犯罪がマスコミに取り上げられることが多く，少年犯罪は増えているイメージを持っていた。福井県は少ないと思っていたが，資料を読んでもと，全国的にも減っていることが意外だった。

◎： 子どもの人口が減っていることが，少年犯罪の減少の最大の理由だが，少年千人あたりの事件数も減っている。殺人，強盗，強姦等の重大事件がマスコミで取り上げられているが，数字の上では必ずしも少年犯罪自体が増えているわけではない。

ただ，問題は，再非行率が非常に高くなっているところである。成人の再犯率も含め，政府とも一体となって，社会的にどうやって防止していくか，特に，少年は成人と違い，可塑性が高いので早い段階で手当てをすれば再非行を防げるのではないかと，そのためにはどうすべきかが課題である。

○： 少年犯罪が減っていることは意外だった。業務上，主に障がいを持った方の相談が多く，非社会的行動と言われている引きこもりの相談が多い。これは，子どもの行動傾向が変わってきているためではないかと思う。犯罪がなくなることは非常に良いことであるが，ストレスを抱えた子どもや社会に適応できない子どもへの支援を考えていかなければならないと思った。

ところで，試験観察の期間は決まっているものなのか。

●： 試験観察の期間は明確には決まっていない。試験観察の目的は最終的な処分を見極めるためのものであり，処分を決めるために必要な期間を見通して試験

観察を行っている。期間は、多くの場合三、四か月から半年程度である。

◎： 試験観察に適する事件はどのような事件か。

●： 例えば、親子関係が悪かったことから家を飛び出した少年の場合、家に帰しただけでは、また家を飛び出してしまふかもしれない。家に帰って多少の親子関係の悪さがあっても自制して生活できるかどうかを、一定期間見極めるために試験観察することがある。

ボランティア活動を通じて更生意欲を見極めるために短期補導委託の試験観察をする場合もある。

○： 10年前に交通違反の集団講習のビデオを見たことがあるが、近年、清掃活動、使用済み切手の整理活動や万引き被害を考える教室など、裁判所が教育的措置に力を入れていて、意識が強まっているところが大変印象的だった。

◎： 更生の取組の選択肢は増えてきているのか。

●： 万引き被害を考える教室や社会奉仕活動は、ここ10年余りの間に全国の家庭裁判所で取り入れられた。

以前は、家庭裁判所調査官が主に個別的な面接の中で働き掛けをし、犯罪の重大さや、責任の重さ等を説明することが中心だった。

その後、集団で教育をすることによって個別のばらつきをなくし、教育の質を担保する狙いもあって集団型の教育的措置が充実してきた面がある。

また、社会とのつながりを考えさせることが重要な要素である。例えば、社会奉仕活動においては「少年友の会」という団体に協力してもらい、その会員と一緒に清掃活動をするなかで、社会の一員としてのあるべき姿を少年に示したり、親子のコミュニケーションの推進をはかっていたりしている。

少年が再犯しないために、個々の少年のメニューを考えつつ、社会とのつながりが大切であるということを体験的にわかるように社会に参加する活動を進めていこうとしている。

○： 家庭裁判所はすばらしい取組をしていると感じた。検察庁でも再犯防止に取

り組んでいるが、家庭裁判所では、審判不開始にするかどうかの判断材料にも教育的措置が採られており、再犯防止に対する対策が進んでいて感銘を受けた。検察庁での再犯防止の取組の参考にできればよいと思った。

- ： 少年審判において、少年が暴力的な行為をしたことなどは今までにあったのか。
- ： 少年審判中に暴力的な行為をした少年がいなかったわけではない。少年院送致の処分の告知直後に、少年が暴れ出したことはあるが、ここに至るまでに家庭裁判所調査官が調査をし、情緒面で交流を図っており、そこまでいくケースはかなりまれである。
- ： 家庭裁判所としては、暴力に至らせない工夫をした上で少年審判に臨むことが重要である。未熟な少年や薬物に汚染された少年等には、警備担当者を配置し、少年と裁判官との距離を取るなどの工夫をして暴力の発生を未然に防いでいる。
- ： 保育園で少年の短期補導委託を受け入れたことがあるが、補導委託終了後、その少年がどういう処分を受けたのか、今後補導委託させていただく際の参考にするために知りたい。

また、少年が保育園での感想文を書かれているならば、保育園での実習についてどう感じたのかを教えてほしい。

- ： 少年の感想文では、「園児達から「ありがとう。」と言うことを教えてもらった。」というのがあったが、残念ながらその感想文を補導委託先と共有することができていなかったため、今後、少年の感想文で、少年がどのような印象を持ったのかなどお返しして役立てていきたい。

また、補導委託した結果、少年がどのように変わっていったかをお伝えすることはできるが、少年の処分については、守秘義務があり、個人情報観点から裁判所がお教えすることは難しい。

- ： 少年の付添弁護士が本人の同意を得た上で処分内容を補導委託先に伝えるこ

とは差し支えないと思う。補導委託先において貴重な体験をさせてもらっていることから、付添人弁護士としても補導委託先の要望に沿えるようにしていきたい。

○： かつて雇用した人が過去の犯罪の嫌疑で周囲から中傷されて退職したことがあったが、少年事件においても非行歴が問題となって退職を余儀なくされるような事例はあるか。そのような場合に支援する方法はないのか。

●： 少年が事件を犯したことで就労先、進学先を辞めざるを得ず、再非行に至ってしまうという事例はあるかと思う。

一旦、学校や職場で居場所がなくなっても、保護者の適切な監護や、保護観察官、保護司、その他関わってくださる方々の指導や関与のなかで、進路や就職先が見つかることもあり、社会のつながりの中で健全なものをみつけていくことが重要である。

○： 学校には家庭裁判所から処分について何ら連絡はなく、結果については翌日に新聞を見て知ったことがあった。

また、少年院に入った少年の生活などについても分からず、少年の出院準備をするにも情報が入ってこない。少年が少年院から戻ってからの生活に順応できるよう、少年院と学校との連携がうまくとれるとよいと思うが、どうしたらよいか。

◎： 新聞で審判結果をお知りになった点については、非公開である少年審判の結果を裁判所が公表するものではなく、少年本人、関係者等がマスコミの取材に応じて教えたのだと思われる。

○： 少年が学校に戻ってからの大事であるから、付添人弁護士としても学校との連携を意識することが必要だと思った。

●： 在学中の少年については学校へ戻ってからの生活が大事であるから、裁判所としても、学校との連携は重要と考えている。今後も連携をしっかりとしていきたい。

- ： 個別的な教育的措置に関しては、個々の少年と継続的に徹底して関わっていくことによって、再犯等が少なくなっていくのだろうと思った。また、集団型・体験型の教育的措置に関しては、社会全体が連携しながら請け負うことによって再犯率が下がるのだろうと思った。
- ： 少年審判終了後、少年が実際に生活を始めたときに、少年が再犯に至らないよう、保護者、学校だけでなく、関係機関、地域住民等がどう支えることができるかが大事ではないかと思う。